# (別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	東浦町

# 東浦町鳥獣被害防止計画

# <連絡先>

担 当 部 署 名 東浦町生活経済部農業振興課

所 在 地 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20

電 話 番 号 0562-83-3111

F A X 番号 0562-84-6421

メールアドレス nogyo@town.aichi-higashiura.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	大型獣:イノシシ
	中型獣:ヌートリア、アライグマ、ハクビシン
	鳥類:カラス(ハシボソガラス、ハシブトガラス)、
	カワラバト、ムクドリ、ヒヨドリ
計画期間	令和6年度~令和8年度
対象地域	愛知県知多郡東浦町

# 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

## (1)被害の現状(令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数值	
ヌートリア	稲	32 千円、3 a	

#### 被害の現状(令和5年12月末現在)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数值
ハクビシン	果樹類	1620 千円、10.08a
アライグマ	果樹類	12 千円、0.08a
カラス	果樹類	1608 千円、10a

#### (2)被害の傾向

・ヌートリア

町内全域の水路及び河川、市街地での目撃情報があり、今後農業被害が拡 大することが懸念される。

- ・ハクビシン、アライグマ
  - 町内全域で目撃情報があり、主に果樹農家への被害が確認されている。
- ・イノシシ

緒川新田地区において、令和3年度に1頭捕獲した。それ以降、被害報告はないが、生息が確認された場合は、対処する必要がある。

- ・カラス
  - 主に果樹農家への被害が確認されている。
- ・カワラバト、ムクドリ、ヒヨドリ

被害報告はないが、生息が確認されており、今後農作物被害が予想される。

# (3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和:	5年12月末)	目標値(令	和8年度)
被害金額	アライグマ	12 千円	アライグマ	11 千円
	ハクビシン	1620 千円	ハクビシン	1458 千円
	カラス	1608 千円	カラス	1447 千円
合計	3240	千円	2916	千円
被害面積	アライグマ	0. 08a	アライグマ	0. 07a
	ハクビシン	10.08 a	ハクビシン	9. 07a
	カラス	10a	カラス	9a
合計	20. 1	6 a	18. 1	4 a

# (4) 従来講じてきた被害防止対策

\ <b>T</b> / <b>I</b> I I I I I I	再してさたW音防止対象 	,
	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に	○ヌートリア、アライグマ、	
関する取	ハクビシン	
組	申請者へ捕獲許可証を交付	・捕獲檻による捕獲実績が減少し
	し、捕獲檻の貸し出しを行っ	ている。
	ている。	・計画的な駆除(地区を集中的に
		行うなど)が現状の対策では難し
		Lv <sub>°</sub>
		・殺処分した後の処理として、捕
		獲者所有の農地に埋却するよう
		指導しているが、埋める場所に限
		りがある。
	〇カラス	
	猟友会に委託し、猟銃によ	・ハシブトガラス、ハシボソガラ
	る駆除を年9回実施してい	ス等を合計 50 羽程度駆除してい
	る。	るが、猟友会の会員の減少と高齢
		化により継続が将来的に難しい。
		・駆除にあたっては、カラスの習
		性を理解する必要がある。
防護柵の	個々の農家が防護柵を設置し	地域ぐるみで被害防止対策が必
設置等に	ている。	要となっている。
関する取		
組		
生息環境	なし	なし
管理その		
他の取組		

#### (5) 今後の取組方針

被害防止に関する理解を深めるため、PR パンフレットなどを活用しながら、情報提供を推進する。

- 〇ヌートリア、アライグマ、ハクビシン 貸出用捕獲の貸出を継続して実施する。
- 〇カラス、カワラバト、ムクドリ、ヒヨドリ カラスについては習性を学び、猟銃による駆除を継続して実施する。そ の他の鳥類については、生息状況や農業被害を把握するため、聞き取りや 現場確認を行う。

#### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1)対象鳥獣の捕獲体制

〇ヌートリア、ハクビシン、アライグマ

貸出用捕獲檻を活用し、捕獲体制の整備を行う。

農林業者が農林業被害の防止の目的で自らの事業地内において捕獲する場合は、罠を貸し出し、町が捕獲許可要件を審査し、原則捕獲許可をする。また、町が開催する講習会等を受講した者に対しても、罠を貸し出し、町が捕獲許可要件を審査し、原則捕獲許可をする。

Oイノシシ

生息が確認された場合は、猟友会に委託し、計画的に捕獲を実施する。

〇カラス、カワラバト

猟友会に駆除を委託する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥	取組内容
	獣	
令和6年度	中型獣	農家等を対象とする研修会等の開催により、その
~	鳥類	生態や被害状況を知ってもらい、効率的な捕獲に向
令和8年度		けた取組を進める。

## (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

Oヌートリア

根絶を目標に捕獲を推進する。

〇ハクビシン、アライグマ

農作物被害と生息状況を確認しながら適切な捕獲を行う

〇イノシシ

生息が確認された場合は、根絶を目標に捕獲を推進する。

〇カラス

以前の駆除実績等を考慮し、被害の軽減目標に近づけるよう設定する。

- 〇カワラバト、ムクドリ、ヒヨドリ 被害が発生した場合は臨機応変に対応し、捕獲数を増やす。
- (注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設 定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ヌートリア	1 0	1 0	1 0
ハクビシン	3	3	3
アライグマ	3	3	3
イノシシ	状況に応じて対処	<b>亞捕獲</b>	
カラス	100	100	100
カワラバト	3 0	3 0	3 0
ムクドリ	2 0	2 0	2 0
ヒヨドリ	2 0	2 0	2 0

#### 捕獲等の取組内容

- 〇中型獣(ヌートリア、ハクビシン、アライグマ) 捕獲許可申請者に許可証を発行し、被害地域に捕獲檻を設置し捕獲を図る。
- ○大型獣 (イノシシ) 生息が確認された場合は、猟友会に委託し、わな捕獲を計 画的に実施する。
- 〇鳥類(カラス、カワラバト) 猟友会に委託し、猟銃による駆除を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 該当なし

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣	
東浦町	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲	
	許可事務は、愛知県より権限委譲済み。	

## 4. 防護柵の設置等に関する事項

## (1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ヌートリア	被害状況に応じて	て、各農家へ侵入防	5止柵を設置するよ
ハクビシン	う指導。		
アライグマ			

## (2)侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
なし	なし		

## 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
なし	なし	なし

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる おそれがある場合の対処に関する事項

## (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
愛知県半田警察署	住民への危害防止・安全確保対策
東浦町農業振興課	警察等関係機関との連絡・調整
知多中央猟友会東浦支部	対象鳥獣の緊急捕獲等

# (2) 緊急時の連絡体制

町民からの勤務時間外の通報に対しては、宿・日直者に緊急連絡先(農業振興課担当者)を明らかにしておく。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則、ヌートリアなどの中型獣は「埋却処分」、カラスなどの鳥類は「焼却処分」とする。

- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	なし
ペットフード	なし
皮革	なし

その他	なし
(油脂、骨製品、角	
製品、動物園等で	
のと体給餌、学術	
研究等)	

## (2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

- 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項
- (1)協議会に関する事項 設置予定なし

協議会の名称	
構成機関の名称	役割

#### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛知県知多県民事務所環境	鳥獣の保護管理の適正化、情報提供
保全課	
愛知県農業共済組合半田支	鳥獣による農作物被害情報の収集・提供
所	
愛知県知多農林水産事務所	農作物の被害対策に関する指導・助言

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置予定なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣害対策に先進的な手法を取り入れ、かつ被害の防止に成功している事例があれば、視察等により東浦町においても実施可能か検討する。 今後、被害状況や捕獲数が明らかになっていく中で、本被害防止計画が実態にそぐわないと判断されるときは、実態に合せて修正を行う。